

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 16    | 後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和6年5月31日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |  |
|----------|--|
| ①事務の名称   | 後期高齢者医療制度に関する事務  |
| ②事務の概要   | <p>&lt;制度概要&gt;<br/>後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)に基づき実施される。75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)の認定を受けた方を対象とする公的医療保険制度である。運営主体は、都道府県ごとに設置する広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入、政令指定都市含む)となる。運営主体は広域連合だが、高確法施行令等に基づき、保険料の徴収の事務、資格・給付に関する申請及び届出並びに窓口業務については市区町村が処理する。後期高齢者医療制度の特徴として、次の点が挙げられる。・年齢到達等により被保険者となると、現在加入している国民健康保険等の医療保険から移行し、後期高齢者のみで構成する医療保険であること。・保険料の徴収方法が原則として年金からの特別徴収(天引き)となること。・加入者全員が「被保険者」となること(「被扶養者」という概念はない。)</p> <p>&lt;事務内容&gt;<br/>後期高齢者医療制度では、広域連合と市区町村が連携して事務を行う。<br/>広域連合と横浜市(以下、「市」という。)の基本的な役割分担は次のとおり。<br/>・広域連合:被保険者の資格管理、被保険者資格の認定、保険料額の決定、療養費の給付。<br/>・市:各種届出の受付、被保険者証の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収。</p> <p>&lt;代表的な事務&gt;<br/>1. 資格管理業務<br/>(1)住民基本台帳情報等の取得<br/>市から広域連合に住民基本台帳情報等を移転し、広域連合は年齢到達者等を特定する。<br/>(2)被保険者資格の異動 被保険者資格の異動があった時、広域連合は被保険者資格の審査・決定、被保険者証等の発行を行い、市が被保険者へ被保険者証の引き渡しを行う。<br/>また、市及び広域連合は被保険者情報を共有し、管理する。<br/>(3)被保険者資格に関する届出(転入・転出、障害認定等)<br/>市は被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合が審査・決定、被保険者証等の発行を行い、市が被保険者へ被保険者証の引き渡しを行う。</p> <p>2. 賦課・収納業務<br/>(1)保険料賦課<br/>市から広域連合に被保険者の所得情報等を移転し、広域連合は被保険者ごとの保険料賦課額を決定する。その保険料額に基づき、市は保険料の徴収方法と納期等を決定し、当該市民に保険料額決定通知書等を送付する。特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を行い、普通徴収の場合は納付書又は口座振替により徴収する。<br/>(2)保険料収納<br/>市は、被保険者ごとの納付状況の管理、納め過ぎた場合の還付状況の管理、納期限までに納付がなかった場合の督促状の送達、督促状の送達状況等に応じた時効管理、延滞金額の確定及び納付書の送達を行う。</p> <p>3. 給付業務<br/>市は、療養費支給申請書等に関する申請を受け付ける。広域連合は、療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該申請者に対して療養費支給決定通知書等を送付する。<br/>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。<br/>○広域連合が運用する後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。)との情報連携事務標準システムの送受信機能により、住民基本台帳情報、保険料賦課・収納情報等のデータ送受信を行う。</p> <p>&lt;広域連合と市との間の特定個人情報の授受&gt;<br/>広域連合と市は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残し、その他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合がある。</p> |
| ③システムの名称 | 1 統合番号連携システム、2 住民基本台帳ネットワークシステム、3 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。)、4 後期高齢者医療システム※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される端末で構成される。   |

| 2. 特定個人情報ファイル名  |   |
|---|---|
| (1) 統合番号連携ファイル、(2) 標準システムデータベースファイル、(3) 後期高齢者医療システムデータベースファイル |   |
| 3. 個人番号の利用  |   |
| 法令上の根拠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の85項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条第1号から第8号</li> </ul> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                      |   |
| ①実施の有無  | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div><br>[ 実施しない ]                 |
| ②法令上の根拠   |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |   |
| ①部署   | 健康福祉局生活福祉部医療援助課   |
| ②所属長の役職名  | 医療援助課長  |
| 6. 他の評価実施機関   |   |
| なし  |   |

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

|     |   |
|-----|---|
| 請求先 | <p>横浜市役所<br/>         市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所<br/>         区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所<br/>         区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所<br/>         区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所<br/>         区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所<br/>         区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所<br/>         区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所<br/>         区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所<br/>         区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所<br/>         区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所<br/>         区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所<br/>         区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所<br/>         区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所<br/>         区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所<br/>         区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所<br/>         区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所<br/>         区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所<br/>         区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所<br/>         区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p> |
|-----|---|

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

|     |   |
|-----|---|
| 連絡先 | 横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL045-671-2409 |
|-----|---|

**9. 規則第9条第2項の適用** [  ]適用した

|        |  |
|--------|--|
| 適用した理由 |  |
|--------|--|

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |              |  |
|--|--------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 30万人以上 ]   | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年8月31日 時点 |  |
| 2. 取扱者数                                |              |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人以上 ]   | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年8月31日 時点 |  |
| 3. 重大事故                                |              |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |                  |   |
|--|------------------|---|
| <p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |                  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |                  |   |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 3. 特定個人情報の使用   |                  |   |
| <p>目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない  |                  |   |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない   |                  |   |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |                  |   |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。<br>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。<br>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。<br>・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと<br>上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。 |   |



